No.	質問	回答
1	迷惑行為には、具体的にどのような事例がありますか?	鎌倉市で制定している「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」では、特に苦情として頂くことの多いものを迷惑行為といて定めています。 ・「車道において、立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと」 江/電鎌倉高校前駅では、大ヒットしたアニメ映画の影響を受けて、観光客が多く訪れる状況となっています。テレビ放送と同じ構図で撮影を求めるファン等が押し寄せ、車道中央で写真撮影するなど交通事故にもなりかねない迷惑行動について苦情が寄せられています。 ※鎌倉高校前駅に関する対策については、別紙「回答票-オーバーツーリズム」もご確認ださい。 ・「線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと」 江/電とあじさいの2ショットを撮ろうとする等、線路に体を乗り出して撮影し、電車と接触しかねないような状況も見受けられていました。 ・「挟あいな場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること」 飲食店の並ぶ商店街等で見られる、いわゆる「食べ歩き」を想定して挙げたものとなります。歩行しながら飲食を行うこと自体に問題はないのですが、これを狭い場所や混雑した場所で行うことにより、服にアイスがついた、とか、団子のくしが刺さった、といった声がありましたので、混雑を避けて楽しんでいただくために定めたものです。 そのほか、条例で定める迷惑行為については市HPをご覧ください。
2	「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」をどのような方法で周知していますか?	当該条例の内容をわかりやすく表現したチラシの作成、既存の観光パンフレットや市内観光案内板への掲載、及びホームページやSNSでの条例の趣旨に関する発信を行っています。 【参考 市ホームページ】 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/r01mannerjourei.html)
3	「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」の施行後どれぐらい効果が ありましたか?	当該条例は、行為を禁止・規制をするものではなく、観光客のみならず、住民や勤務者も含めたすべての人が意識することで、お互いに過ごしやすいまちを目指す理念条例として制定しました。そのため、罰則無である条例と比較して効果がわかりづらく、定量的な数値ではお売しすることができません。誰もが鎌倉で快適に過ごすことができるよう、更なる周知を継続してまいります。
4	「鎌倉市公共の場所に関するマナーの向上のための条例」が理念条例であることによる メリット・デメリットを教えてください。	メリット)法的根拠に基づくことなく、行政の方針を「お願い」として呼び掛けることで、罰則といったネガティブな拘束力を強制的に行使することなく広く周囲に道徳ある意識の 醸成を図ることが可能です。 デメリット)理念条例であることから拘束度が低く、認知度の向上やルールの遵守の促 進に時間を要します。